

○鳥取県警察における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令

(令和6年1月23日本部訓令第2号)

鳥取県警察における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令(平成28年鳥取県警察本部訓令第21号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。第7条第1項において「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、鳥取県警察職員(非常勤職員(特別職)、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(難病等により起因する障がいを含む。)をいう。
- (2) 障がい者 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱い(以下「不当な差別的取扱い」という。)をすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その所属の職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者及びその家族その他の関係者（以下「障がい者等」という。）から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属の職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第6条 警務部広報県民課に、障がい者等からの相談等に対応するための相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 2 相談窓口においては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファクシミリ、電子メール等障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談窓口に寄せられた相談等については、当該相談等を行った者のプライバシーに配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 4 相談窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

（研修及び啓発）

第7条 警察本部長は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、相談窓口に寄せられた相談事例等の蓄積も踏まえ、職員に対し、法や基本方針等の周知や、障がい者から話を聞く機会を設ける等必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 警察本部長は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について、研修を実施するものとする。

- (1) 新たに職員となった者 障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項
- (2) 新たに所属長となった者 障がいを理由とする差別の解消等に関して求められる役割

3 警察本部長は、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別紙(第3条、第4条関係)

[別紙参照]